

平成 31 年公告第 4 号

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合（以下「本組合」という。）が発注する次の委託業務は、事後審査型一般競争入札により行うこととし、当該業務の入札参加資格審査申請の受付期間、方法等について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合財務規則（平成 26 年規則第 13 号。以下「財務規則」という。）第 177 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 31 年 1 月 28 日

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長 武 川 勉

## 1 対象業務

- (1) 業 務 名 : H30・31 継続事業 入会伝承ゾーン設計施工業務
- (2) 業務場所 : 山梨県富士吉田市上吉田 5605 番地 3
- (3) 業務概要 : 森林学習施設内に入会伝承ゾーンを整備する設計施工業務  
面積 : 約 137 m<sup>2</sup>  
内容 : 展示設計等業務  
展示制作・設置業務  
その他業務  
※詳細は、別添「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 : 契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 設計施工業務の履行に際し、本組合が指定する書類の提出を経た後にその確認を得たものであること。ただし、本組合の指名競争入札参加資格者名簿（内装工事業）に登録されている者にあつては、この限りでない。
- (2) 当該業務は、内装仕上工事と同等に取扱うこととし、内装仕上工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。主任技術者に一級若しくは二級建築士又は建築施工管理技士を配置できること。

- (3) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における内装仕上工事に係る総合評定値が、入札日現在において最新のものが1,100点以上あること。また、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合の指名競争入札参加資格者名簿（内装仕上業）に登録されているか、又は山梨県、富士吉田市、山中湖村若しくは忍野村のいずれかの入札参加資格者名簿（これに準ずるものを含む。）に登録されていること。
- (4) 山梨県又は山梨県内の市町村が発注する展示設計及び展示製作委託（工事）のうち、平成20年4月1日から入札参加資格の確認の申請の期限の日までの間に元請として完成した、山梨県内における延床面積1,000㎡以上の展示施設、体験施設又は類似施設の展示設計及び展示製作委託（工事）の実績を有すること。
- (5) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 入札日の前6月以内に、手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 入札の日において、不渡りによる取引停止処分から2年以上を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）等の適用申請をしていない者（更生計画等の認可の決定を受けた者を除く。）であること。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触しないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。

### 3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時：平成31年2月25日（月）午後1時30分
- (2) 場所：山梨県富士吉田市上吉田5605番地3

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合 3階会議室

### 4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「**2 競争入札参加資格**」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

## 5 落札者の決定方法

財務規則第 179 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で有効な入札を行い、かつ、この公告に掲げる資格を有する者を落札者とする。

## 6 契約の締結について

この公告の業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決に付さなければならない工事によって建設される施設内の設計施工業務である。したがって、当該工事契約を議会の議決に付し、可決されなかった場合は、落札者との契約は行わない。

また、この公告の業務は、平成 30 年公告第 2 号並びに平成 31 年公告第 1 号、2 号及び 3 号に公告された一体不可分の次の工事によって建設される施設内の設計施工業務であることから、当該工事の契約が 1 件でも成立しない場合も、落札者との契約は行わない。

〔一体不可分の工事〕

- (1) 平成 30 年公告第 2 号 H30・31 継続事業 森林学習施設建設（電気設備）  
工事
- (2) 平成 31 年公告第 1 号 H30・31 継続事業 森林学習施設建設（建築主体）  
工事
- (3) 平成 31 年公告第 2 号 H30・31 継続事業 森林学習施設建設（機械設備）  
工事
- (4) 平成 31 年公告第 3 号 H30・31 継続事業 森林学習施設建設（外構）工事

## 7 その他

- (1) 契約書作成の要否：要
- (2) 入札方式：事後審査型一般競争入札
- (3) 予定価格：公表なし
- (4) 最低制限価格：有
- (5) 入札保証金：免除
- (6) 談合の禁止及び談合に対する契約解除、違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は、談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (7) 別に掲げる「入札説明書」を必ず確認の上、入札参加申請すること。
- (8) この事業は、国庫補助により実施される事業の関連業務であることから、書類等の完備には慎重に対応すること。
- (9) 設計図面等の不明な点については、平成 31 年公告第 1 号 H30・31 継続事業 森林学習施設建設（建築主体）工事設計図面を参照すること。
- (10) 不明な点は、次に照会すること。

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合

担当：総務部企画財政課

住所：山梨県富士吉田市上吉田 5605 番地 3

電話：0555 - 22 - 3355（内線 231）